

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 9. メディアにおける男女共同参画の推進

## (施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進するために、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）及び全国青少年健全育成強調月間（11月）において、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進。月間終了後、各都道府県におけるフォローアップを実施している。

## 2 今後の方向性、検討課題等

昨年末に新たに策定された「青少年育成施策大綱」（平成20年12月12日青少年育成推進本部決定）等に掲げられた関連施策を強力に推進する中で、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となって青少年を取り巻く有害環境の浄化活動に取り組んでいくことが必要である。

このため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び「全国青少年健全育成強調月間」を実施し、青少年の非行防止について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年を取り巻く有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を引き続き集中的に実施していく。

## 3 参考データ、関連政策評価等

平成21年度「青少年の非行問題に関する全国強調月間」サイト（別添資料参照）  
<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/hikokyo.html>

平成21年度「青少年健全育成全国強調月間」サイト（別添資料参照）  
<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

# 全国青少年健全育成強調月間

平成21年  
11月1日▼30日

## 青少年育成全国大会

入場無料

開催日 平成21年11月30日(月)  
13:00~16:15

会場 国立オリンピック記念青少年総合センター  
カルチャー棟1F 大ホール  
住所:東京都渋谷区代々木神園町3番1号

第1部 式典  
社会貢献青少年等表彰式

第2部 シンポジウム  
「すべての子どものために、今しなければならぬこと」

■基調講演 宮本みち子氏(放送大学教養学部教授)

### ■パネルディスカッション

パネリスト 阿部 彩氏(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長)  
出口 保行氏(東京未来大学こども心理学部教授)  
和田 重宏氏(NPO法人子どもと生活文化協会会長)

コーディネーター 宮本みち子氏 (順不同)

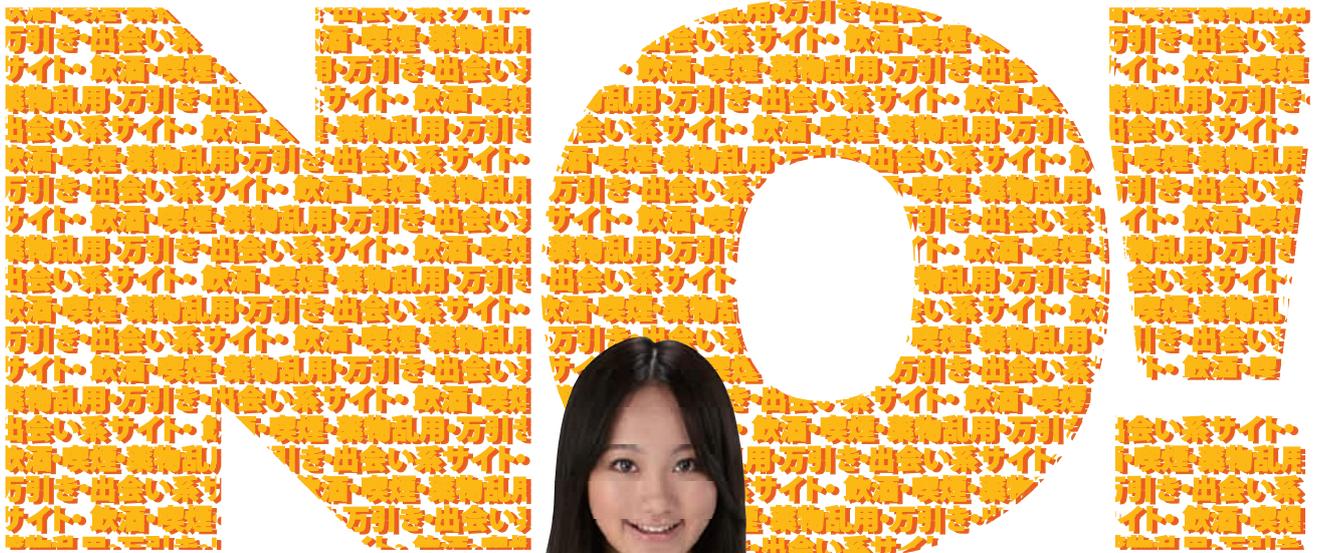
### 主催:内閣府

青少年育成全国大会のお問い合わせ・参加申込先  
株式会社ムラヤマ「青少年育成全国大会」係  
〒112-0004 東京都文京区後楽2-23-10  
TEL:03-3813-1792 FAX:03-5804-3451  
E-Mail:seikenshuu@murayama.co.jp

### 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、最高検察庁、  
外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、  
市区町村、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、  
青少年関係諸団体

飲酒・喫煙・薬物乱用・万引き・出会い系サイトなどに惑わされない。



誘惑に流されちゃダメ  
自分自身を大切に!

7月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です。

内閣府・警察庁

# 平成 21 年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」実施要綱

平成 21 年 6 月 10 日  
内閣府特命担当大臣決定

## 1 趣旨

我が国は少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年をめぐっては、平成 20 年の刑法犯少年の検挙人員は 5 年連続で減少しているものの、人口比では成人の約 5.2 倍と依然として高い水準にあり、少年による凶悪事件も後を絶たない。また、いわゆる出会い系サイトに関係した事件や児童虐待事件等による子どもの被害のほか、いじめの問題など、少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況となっている。

次代を担う青少年を健全に育成することは、国民全体に課せられた責務であり、昨年末に新たに策定された「青少年育成施策大綱」（平成 20 年 12 月 12 日青少年育成推進本部決定）等に掲げられた関連施策を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7 月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行防止について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

## 2 期間

平成 21 年 7 月 1 日（水）から 31 日（金）までの 1 か月間

## 3 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

## 4 重点課題及び主な実施事項

### (1) インターネット上の違法・有害情報への適切な対応

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び広報啓発活動、フィルタリングの普及促進、民間団体等の取組への支援等の関連施策を着実に推進する。さらに、インターネット・ホットラインセン

ターの役割等の周知を図り、活用を促進する。

このほか、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成 15 年法律第 83 号。いわゆる「出会い系サイト規制法」）を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

## (2) 有害環境への適切な対応

図書や DVD 等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶の営業実態や危険性について、青少年や保護者に対し周知啓発を行うとともに、事業者に対して青少年の立入制限等の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を関係業界等と連携して推進するとともに、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を要請する。

## (3) 薬物乱用対策等の推進

学校における薬物乱用防止教室のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を活用し、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止、とりわけ依然として高い水準にある大麻及び MDMA 等錠剤型合成麻薬の乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、青少年への広がり懸念される大麻については、その有害性や危険性についての広報啓発活動を一層積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、再乱用防止対策の充実強化を図る。

また、一瞬にして人の命を奪い、地域社会の平穏を脅かす銃器の危険性について、青少年の正しい理解を深めるため、啓発活動を実施する。

## (4) 不良行為少年への的確な対応

少年が非行に陥ったり、犯罪被害の対象となったりすることのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等により、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開する。特に、飲酒・喫煙や深夜はいかいなどを行っている少年の早期発見、補導等に努める。

また、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性をはぐくむことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

#### (5) 初発型非行の防止

警察等の協力を得て、いわゆる万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を身に付けさせる取組を推進する。

また、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、青少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、青少年が万引きや自転車盗等を犯した場合には、再非行防止のため迅速で的確な対応を図ることとする。

#### (6) 再非行（再犯）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、地域における青少年の「居場所」づくりなど、地域を挙げた取組を推進する。

少年一人ひとりの問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の子どもを、その成長に応じて包括的に支える体制作りなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護機関、矯正施設等関係機関・団体が連携し、就労支援・就学支援を一層推進する。

#### (7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、「24 時間いじめ相談ダイヤル」を始めとした各種の相談窓口における対応の充実とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる支援の活用を図る。また、いわゆる「学校裏サイト」等の掲示板への誹謗中傷の書き込み等「ネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対する適切な処遇を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

### 5 留意事項

#### (1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

#### (2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防

止のための諸活動を円滑に実施できるよう，連絡調整を十分に行うとともに，同期間に実施される他の青少年の非行防止に関連する月間等との連携に配慮する。

( 別 紙 )

(1) 主唱

内閣府

(2) 参加

内閣府，警察庁，金融庁，総務省，法務省，最高検察庁，外務省，財務省，国税庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省，防衛省，最高裁判所，都道府県，市区町村

(3) 協力（五十音順）

全国更生保護法人連盟，全国高等学校 PTA 連合会，全国高等学校長協会，全国児童自立支援施設協議会，全国社会福祉協議会，全国少年警察ボランティア協会，全国人権擁護委員連合会，全国青少年補導センター連絡協議会，全国都道府県教育長協議会，全国防犯協会連合会，全国保護司連盟，全国連合小学校長会，全日本中学校長会，中央青少年団体連絡協議会，日本 BBS 連盟，日本 PTA 全国協議会，日本勤労青少年団体協議会，日本更生保護協会，日本更生保護女性連盟，日本私立中学高等学校連合会，麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛（五十音順）

CS 放送成人番組倫理委員会，アルコール健康医学協会，安心ネットづくり促進協議会，インターネット協会，インターネットコンテンツ審査監視機構，衛星放送協会，映画倫理委員会，映像倫理協議会，コンピュータエンターテインメント協会，コンピュータエンターテインメントレーティング機構，コンピュータソフトウェア倫理機構，出版倫理協議会，出版倫理懇話会，スポーツ七紙広告掲載基準委員会，セルメディアネットワーク協会，全国卸売酒販組合中央会，全国興行生活衛生同業組合連合会，全国小売酒販組合中央会，全日本アミューズメント施設営業者協会連合会，全日本広告連盟，全日本情報通信サービス協会，テレコムサービス協会，電気通信事業者協会，電子情報技術産業協会，日本アドバイザーズ協会，日本アミューズメントマシン工業協会，日本インターネットプロバイダー協会，日本映像ソフト協会，日本映像倫理審査機構，日本カラオケスタジオ協会，日本ケーブルテレビ連盟，日本広告業協会，日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合，日本雑誌協会，日本雑誌広告協会，日本酒造組合中央会，日本蒸留酒酒造組合，日本新聞協会，日本複合カフェ協会，日本フランチャイズチェーン協会，日本放送協会，日本民間放送連盟，日本洋酒酒造組合，日本洋酒輸入協会，日本レコード協会，日本ワイナリー協会，ニューメディア開発協会，ビール酒造組合，ビデオ倫理監視委員会，フィルタリング連絡協議会，マスコミ倫理懇談会全国協議会，モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

# 平成21年度「全国青少年健全育成強調月間」実施要綱

平成21年10月19日  
内閣府特命担当大臣決定

## 1 趣 旨

近年、我が国では、急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下、フリーターやニートと呼ばれる若者の数が高水準で推移するなど若者の社会的自立の遅れが深刻化している。

また、少年による重大な事件、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等の相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報の氾濫も懸念されている。

このような状況の下、政府は、青少年育成施策の一層の推進を図るため、昨年12月に新しい「青少年育成施策大綱」を策定した。

さらに、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニートなど困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が本年7月に成立したところであり、今後、公布の日（平成21年7月8日）から1年以内の政令で定める日から施行することとされている。

青少年を健全に育成するためには、新しい「青少年育成施策大綱」等に基づき、関連施策を着実に推進する必要がある。特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する青少年の健全な育成への取組が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要である。

このため、11月を「全国青少年健全育成強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に青少年健全育成のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の青少年健全育成に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

## 2 期 間

平成21年11月1日（日）から30日（月）までの1か月間

## 3 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、青少年関係諸団体

## 4 取り組むべき課題

### (1) 重点事項

#### ア 青少年の社会的自立支援の促進

青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、以下の取組を推進する。

- ① 青少年の社会的自立に関連する教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関においては、関係機関の連携により、支援を必要とする青少年個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行えるよう、地域における若者支援の体制づくり等の取組を推進する。

同時に、「子ども・若者育成支援推進法」の施行に向け、地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備や、様々な困難を抱える子ども・若者に対する支援の核となる子ども・若者支援地域協議会の設置に必要な準備を進める。

- ② 青少年が、同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等をはぐくむことができるよう、地域等での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年及び地域住民の参加の促進を図る。

また、企業においては、仕事を持つ親がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域活動への参加を積極的に評価し、その促進に向けて配慮する。

キャリア教育等の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化及び社会全体の共通理解の確立・促進を図る。

- ③ 青少年が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚をはぐくむため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

#### イ 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、青少年の生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

- ① 青少年が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむため、「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）」に基づき、青少年やその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。

また、食事の正しいマナーを守ろうとする意識の涵養に努める。

- ② テレビ、ゲームなどメディア等との過剰な接触時間を見直し（ノーテレビ・ノーゲームデーなど）、家族との直接的コミュニケーション時間を増やすほか、「早寝早起き朝ごはん」運動など青少年が家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を推進する。

- ③ 保護者が家庭の重要性を認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができるよう情報の提供、広報啓発活動の充実に努める。

- ④ 親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となって家庭の子育てを支援する活動を進める。

#### ウ 児童虐待の予防と対応

月間が「児童虐待防止推進月間」（主唱：厚生労働省及び内閣府）と時期を一にして実施されることを踏まえ、地域ぐるみで実効性のある児童虐待防止への取組を図る。

- ① 国民一人一人が児童虐待問題への理解を一層深め、その未然防止や早期発見などの取組が社会全体で進められるよう広報・啓発活動を実施する。
- ② 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置促進及び機能強化を図るとともに、児童相談所の体制強化及び児童家庭支援センターの整備等を図り、地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築する。また、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の更なる推進を図る。
- ③ 被害を受けた青少年の保護に当たっては、その精神的ダメージを軽減し、早期回復を図るため、カウンセリングの実施や関係者への助言指導等の支援を推進するとともに、相談・治療のための専門家や医療施設等の周知に努める。

## エ 青少年を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

子どもの安全確保のための取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、地域社会が一体となった取組を推進する。

### (7) 子どもの安全確保の取組

- ① 学校等の関係機関や青少年育成に係る各種団体等が連携して行う防犯活動、子どもの安全確保のための取組を推進する。
- ② 遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子どもの周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して、けが等の未然防止に努める。
- ③ 安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子どもの安全確保のための対策を推進する。

### (4) 有害環境への適切な対応

- ① 本年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進、フィルタリングの性能向上及び普及促進、民間団体等の取組への支援等の関連施策を着実に推進する。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号。いわゆる「出会い系サイト規制法」）を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

- ② 図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売、貸出しをしないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、カラオケボックス等の事業者に対し

て、青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶の営業実態や危険性について、青少年や保護者に対し周知啓発を行うとともに、事業者に対して青少年の立入制限等の措置を要請する。

更には、酒類やたばこを入手しやすい環境の改善について、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を促進する。

- ③ 学校における薬物乱用防止教室のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図る。

特に、青少年への広がり懸念される大麻については、その有害性や危険性に関する指導を充実するとともに、広報啓発活動を一層積極的に推進する。

#### (ウ) いじめの未然防止と早期対応

- ① 家庭、学校、地域社会、関係諸機関が一体となって啓発活動を推進し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための機運を醸成する。
- ② 学校及び各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備するとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みを整備する。
- ③ 保護者、PTAを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などをはぐくむための体験活動等の充実を図る。

### (2) その他

#### ア 児童の権利に関する条約に係る広報啓発活動の推進

青少年健全育成の取組が「児童の権利に関する条約」に示されている児童の人権の尊重及び擁護の促進の観点を踏まえ、適切に推進されるよう、同条約に係る広報啓発活動を推進し、正しい知識の普及を図る。

#### イ 地域活動に対する顕彰等

社会貢献活動を行った青少年や青少年健全育成に貢献し顕著な功績のあった個人・団体に対する表彰の実施及び当該表彰に係る広報等を通じ、青少年の健全育成に関する活動の一層の推進を図る。

## 5 実施事項

内閣府は、月間中に青少年健全育成に対する意識が広く国民の間で醸成されるよう、関係機関に対し、次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動の展開に当たっては、地域の青少年育成団体等のネットワークを活用し、青少年の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

### (1) 広報啓発活動

- ① ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布
- ② 広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載

③ 懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出

④ 街頭キャンペーン活動の実施

**(2) 各種行事等の開催**

① 大会、シンポジウム等の開催

② 研修会、講習会の開催

③ 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施

④ ボランティア活動、体験教室等青少年の社会参加活動の実施

**(3) 顕彰等の実施**

① 社会貢献青少年・青少年育成功労者・団体等に対する表彰

② 絵画、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰及び作品等の展示

**6 関係機関における取組状況の把握及び公表**

内閣府は、関係機関における月間中の取組状況について調査し、その結果を取りまとめ、公表する。